

紗

織金胸背獅子紅一匹

暗花骨朶雲青一匹

暗細花紅一匹 素緑一匹

羅

織金胸背獅子紅一匹

素紅一匹 素緑一匹

素藍一匹

宝

宣徳七年（一四三二）正月二十六日

注*『明実録』宣徳七年正月丙戌の条に柴山を派遣した記事があり、

柴山の四度目の渡琉である。

(1) 王府：奉ず この部分は琉球側が後に加えた覚書きであろう。

(2) 開読 読み上げること。詔勅の開読については、その儀礼が

『明会典』巻五八、蕃国迎詔儀、に詳細に定められている。

(3) 綵幣 絹織物の意。綵はあやぎぬ、幣はきぬ。

(4) 粧花 模様を織り出すことか。

(5) 絨錦 目の細かい錦か。絨は織目の細かい布、練り糸、毛織物。

(6) 西番蓮 蓮を唐草模様のように図案化したもの。

(7) 連勝 花の形を連ねた模様か。勝はあや絹製の花形の髪飾り。

(8) 細花 細かい模様。

(9) 獅豸 獣の名。牛に似る。人の正邪を知るといふ。風憲官(官

吏の風紀を取り締まる官)の衣服にその文様が用いられる。

(10) 細花紅 錦が二匹とも同様なのは不自然であり、色あるいは模様に関して誤記があると思われる。

1-01-11

皇帝より国王尚巴志へ、明と日本国王との通交の仲介を求め
る勅諭（一四三二、一、二六）

皇帝、琉球国中山王尚巴志に勅諭す。

朕、聞くに、王の国は日本国と境を接し、商賈往来し道路阻む
無し、と。茲に内官柴山等を遣わし、王の国に來りて公幹に中
たらしめ並びに勅諭一道を遣わす。王、宜しく人を遣わし齋去せ
しめ日本国王に与うべし。其れをして遣使して往来和好し、及び
売買生理して同に太平の福を享けしめよ。如し日本国王、使臣を
來朝せしむる有らば、就ち内官柴山等の船に附搭して同に來らし
めよ。王、其れ至懷を体せよ。故に諭す。

宣徳七年（一四三二）正月二十六日

注*本文書は（一六一二四）に引用されている。

(1) 公幹 公務。

(2) 勅諭一道 この日本国王あての勅諭は『明実録』宣徳七年正

月丙戌（二十六日）の条にある。

(3) 生理 生業、商売。